

石垣市養育支援訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問による支援を実施することにより、当該家庭の適切な養育が可能になるようにするために本市が行う石垣市養育支援訪問事業(以下「本事業」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、石垣市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等に委託(以下「委託者」という。)することができるものとする。

(支援の対象)

第3条 本事業の支援対象は、次に掲げる家庭(以下「対象家庭」という。)とする。

- (1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- (2) 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診者や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (3) 出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (5) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- (6) 家庭相談員、女性相談員、保健師等への相談において、養育支援が必要と思われる家庭
- (7) ひとり親家庭等であって児童の養育で困難を来している家庭
- (8) 公的な支援につながっていない児童(健診の谷間にある児童、3歳から5歳までで保育所、幼稚園等に通っていない児童)のいる支援を必要とする家庭
- (9) その他市長が支援を必要と認める家庭

(中核機関)

第4条 本事業による支援の進行管理や対象家庭に対する他の支援との連絡調整を行う中核機関は、石垣市要保護児童対策地域協議会設置運営要綱(平成21年石垣市告示第59-1号)に規定する石垣市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)とする。

(支援内容)

第5条 支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者の心身の健康に関する相談又は指導
- (2) 保健師・保育士等の専門職が、実施する専門的相談・指導等
- (3) 育児負担の軽減を図るための育児及び家事等の援助
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

(支援員)

第6条 市長が派遣する支援員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 養育・家事支援については、子育てOB(経験者)、ヘルパー等
- (2) 専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童相談員等

(支援)

第7条 市長は、必要に応じて関係機関から第3条に定める対象家庭の情報収集を行い、石垣市養育支援訪問相談記録票(様式第1号)及び石垣市養育支援訪問事業集約に関する調書(様式第2号)により養育状況を把握するとともに定期的にケース検討会議を開催し、石垣市養育支援訪問事業支援計画書(様式第3号)によりその支援内容の計画書を作成する。

- 2 市長は、前項の計画書を作成・検討した結果、第5条に規定する支援が必要と思われる家庭(以下「要支援家庭」という。)と判断したときは、その要支援家庭に支援内容を示し、支援を行うものとする。
- 3 前項の支援の回数及び時間は、週1回で、1回につき2時間を標準とし、第1項の計画書の支援期間において支援員を派遣する。ただし、回数、時間については状況に応じて判断するものとする。

(支援の申出)

第8条 前条第1項の対象家庭のうち自ら支援を希望する者(以下「申請者」という。)は、石垣市養育支援訪問事業利用申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その家庭の養育状況を把握し、支援の必要がある家庭については、第7条第1項の規定による支援内容の計画書を作成し、石垣市養育支援訪問事業利用〔決定・変更・却下〕通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、養育者の養育状況を把握し、支援の必要がない家庭については、石垣市養育支援訪問事業利用〔決定・変更・却下〕通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(利用の辞退)

第9条 第7条第2項の要支援家庭及び第8条第2項の規定により通知した者(以下「利用者」という。)が自己の都合により利用を辞退しようとするときは、石垣市養育支援訪問事業利用辞退届出書(様式第6号)により速やかに市長に届け出るものとする。

(派遣の中止)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項に規定する支援員の派遣を中止するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定による届出があったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(終結)

第 11 条 第 5 条により養育支援を行った場合は石垣市養育支援訪問実施報告書(様式第 7 号)により、支援後の評価を行い、支援の終結決定については必要に応じて関係機関と協議の上決定する。

(秘密の保持)

第 12 条 受託者及び支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(帳簿等の整理)

第 13 条 市長は、この事業を円滑に実施するために次に掲げる帳簿等を整備するものとする。

(1) 石垣市養育支援訪問事業支援員派遣台帳(様式第 8 号)

(2) 石垣市養育支援訪問事業支援員活動記録報告書(様式第 9 号)

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、石垣市養育支援訪問事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。